

令和6年第3回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和6年9月3日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵	君	2番	井	脇	昌	美	君			
3番	榑	原	深	雪	君	4番	矢	野	利	恵	子	君
5番	田	利	正	文	君	6番	高	橋	健	一	君	
7番	木	村	明	雄	君	8番	細	川	勉	君		
9番	川	上	修	一	君	10番	進	藤	晴	子	君	
11番	多	治	見	亮	一	君	12番	二	川	靖	君	
13番	高	橋	秀	樹	君							

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡	辺	俊	一	君	
足寄町教育委員会教育長	東	海	林	弘	哉	君
足寄町代表監査委員	川	村	浩	昭	君	

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸	山	晃	徳	君	
総務課長	保	多	紀	江	君	
福祉課長	森	岡	彰	寿	君	
住民課長	金	澤	眞	澄	君	
経済課長	佐	々	木	康	仁	君
建設課長	松	野	孝	君		
国民健康保険病院事務長	川	島	英	明	君	
会計管理者	加	藤	勝	廣	君	
消防課長	大	竹	口	孝	幸	君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸	山	一	人	君
------	---	---	---	---	---

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	山	田	弘	幸	君
-----------	---	---	---	---	---

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横	田	晋	一	君
事務局次長	鈴	木	研	司	君
総務担当主査	飯	野	真	有	君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～P 4＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 行政報告（町長）＜P 4～P 5＞
- 日程第 5 報告第 1 5 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 5＞
- 日程第 6 議案第 5 3 号 足寄町名誉町民の決定について＜P 5～P 6＞
- 日程第 7 議案第 5 4 号 教育委員会委員の任命について＜P 6＞
- 日程第 8 議案第 5 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について＜P 6～P 7＞
- 日程第 9 議案第 5 6 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について＜P 7～P 8＞
- 日程第 1 0 議案第 5 7 号 足寄町避難行動要支援者に係る名簿情報及び個別避難計画情報の提供等に関する条例の制定について＜P 8～P 9＞
- 日程第 1 1 議案第 5 8 号 足寄町農業後継者就農育成資金貸付条例の一部を改正する条例＜P 9～P 1 0＞
- 日程第 1 2 請願第 3 号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する請願書＜P 1 0＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

ただいまから令和6年第3回足寄町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、12番二川靖君、1番早瀬川恵君を指名いたします。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 昨日開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日9月3日から9月30日までの28日間とし、このうち4日から10日までと、13日から29日までの計24日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日9月3日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、町長からの行政報告を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第15号の報告を受けた後、議案第53号から議案第56号まで

と、議案第58号を即決で審議いたします。

議案第57号については、文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査いたします。

次に、請願第3号については、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査いたします。

11日は一般質問を行います。

12日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第59号から議案第63号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第64号と議案第65号は、令和5年度決算審査特別委員会を設置し、休会中の審査いたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定ではありますが、提出されました際に再度議会運営委員会で協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月30日までの28日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月30日までの28日間に決定いたしました。

なお、28日間のうち、4日から10日

までと、13日から29日までの合計24日間は休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

よって、24日間は休会に決定いたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、9月5日木曜日の午後4時まででありますので、よろしく願いいたします。

◎ 諸般の報告

○議長(高橋秀樹君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

なおですね、私のほうから多少説明をさせていただきますと思っております。

令和6年6月11日、北海道町村議会議長会第75回定例会が札幌で開催をされております。

こちらですね、次のページ、諸般の報告の次のページ、2ページ目ですね。こちらに決議文が掲載してありますので、御一読願いたいと思います。

また、議員報酬の適正化に関する特別決議も同時に行われております。

なおですね、令和6年度自治功労表彰にて、先日も6月の定例会において、井脇昌美議員が受賞を受けたことを改めて御説明をさせていただきます。

諸般の報告は、終わりにいたします。

◎ 行政報告

○議長(高橋秀樹君) 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) 議長のお許しを頂

きましたので、行政報告を申し上げます。

このたび、とまち広域消防事務組合から将来構想の素案が別冊のとおり示されましたので、御報告いたします。

平成28年4月の消防広域化以降、とまち広域消防事務組合では十勝圏広域消防運営計画に基づき組合運営や各種課題解決を進めてきたところでありますが、来年度で運用開始から10年目を迎えることとなりました。

今回の将来構想はこれまでの運用実績を踏まえ、課題解決の方向性や目指すべき姿を明確にするために策定するもので、令和7年度からの10年間における取組を示すものでございます。

将来構想の素案の概要について御説明いたします。

まず、第1章では、将来構想策定の趣旨、策定後の見直しについて、第2章では、消防体制、救急体制、消防情報通信、火災予防及び消防行政の5つの分野における広域化後のこれまでの取組や実績について、第3章では、5つの分野におけるこれからの取組方針を示した内容になっております。

今後も消防を取り巻く環境が大きく変化していくことが予想されており、社会情勢の変化を適切に捉え、様々な課題の解決に向けた検討・協議を行い、将来構想を推進していくこととしております。

今後のスケジュールですが、各市町村での意見を踏まえ、11月に組合議会議員協議会において原案を説明し、パブリックコメントを実施する予定です。

その後、住民からの意見等を踏まえて修正を行い、令和7年2月の組合議会議員協議会で説明後、策定の手続きを行い、令和7年4月から将来構想をスタートさせる予定となっております。

十勝34万人の安全安心を守るため、オール十勝により十分な協議、検討を行ってまいりますので御理解賜りますようお願い

い申し上げ、とちち広域消防事務組合将来構想の素案の御報告といたします。

以上、行政報告といたします。

○議長（高橋秀樹君） これで、行政報告を終わります。

◎ 報告第15号

○議長（高橋秀樹君） 日程第5 報告第15号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 保多紀江君。

○総務課長（保多紀江君） 議案書1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、報告第15号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

令和6年5月21日から令和6年8月15日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により御報告する工事又は製造の請負は、2ページ及び3ページに添付しております別紙のとおり、14件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第53号

○議長（高橋秀樹君） 日程第6 議案第

53号足寄町名誉町民の決定についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第53号足寄町名誉町民の決定について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町名誉町民に決定いたしたく、足寄町名誉町民条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

提案する方につきましては、氏名、鈴木宗男氏で、住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

鈴木氏の履歴につきましては、5ページから参考資料として添付しておりますが、昭和41年に北海道立足寄高等学校を卒業、昭和45年に拓殖大学を卒業されております。

昭和58年12月に衆議院議員に初当選され、その後、衆議院議員を7期、令和元年からは参議院議員を務められております。

また、北海道沖縄開発庁長官、内閣官房副長官、防衛政務次官、外務政務次官などを歴任されております。

長年にわたり国政の場で活躍され、この間、足寄町の発展に多大な貢献をされたことから、このたび足寄町名誉町民としての提案をさせていただくものでございます。

なお、鈴木氏の足寄町からの表彰歴でございますが、昭和63年に足寄町開基80年記念表彰、平成10年に足寄町開町90年記念表彰、平成20年に足寄町開町100年記念特別功労表彰をさせていただいております。

同意賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の御説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提

案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号足寄町名誉町民の決定についての件を採決します。

(5番田利正文議員退席)

○議長(高橋秀樹君) この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 5番を除いて全員の起立であります。

したがって、議案第53号足寄町名誉町民の決定についての件は、同意することに決定いたしました。

(5番田利正文議員着席)

◎ 議案第54号

○議長(高橋秀樹君) 日程第7 議案第54号教育委員会委員の任命についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) ただいま議題となりました、議案第54号教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、

議会の同意をお願いするものでございます。

提案する方につきましては、氏名、新沼芳彦氏で、住所、生年月日は議案に記載のとおりでございます。

提案理由につきましては、令和6年9月30日、現教育委員会委員の任期満了によるものでございます。

新沼氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋秀樹君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第54号教育委員会委員の任命についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第54号教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定いたしました。

◎ 議案第55号

○議長(高橋秀樹君) 日程第8 議案第55号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) ただいま議題となりました、議案第55号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の御

説明を申し上げます。

下記の者を足寄町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

提案する方につきましては、氏名、真鍋雅美氏で、住所、生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由につきましては、令和6年9月20日をもって任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。

真鍋氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第55号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第55号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、同意することに決定いたしました。

◎ 議案第56号

○議長（高橋秀樹君） 日程第9 議案第56号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） 議案書12ページを御覧願います。

ただいま議題となりました、議案第56号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本規約の変更につきましては、地方自治法第291条の3第1項の規定により、広域連合の規約変更については、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないとなっております。

また、同法291条の11において、地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされております。

今回の規約変更は、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴い、令和6年12月2日から新たな被保険者証の発行がされなくなることに伴い、広域連合が処理する事務内容が変更となることから、広域連合規約の一部を変更するものでございます。

変更内容について説明させていただきます。

第4条の規約を改め文のとおり、改正いたします。

あわせて、第19条第2項中別表第2を別表に改め、別表第1（第4条関係）を削り、別表第2（第19条関係）を別表とするものでございます。

附則としまして、この規約は地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

なお、14、15ページに新旧対照表を添付してありますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第56号北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第57号

○議長（高橋秀樹君） 日程第10 議案第57号足寄町避難行動要支援者に係る名簿情報及び個別避難計画情報の提供等に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 森岡彰寿君。

○福祉課長（森岡彰寿君） 議案書16ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第57号足寄町避難行動要支援者に係る名簿情報及び個別避難計画情報の提供等に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、災害対策基本法の規定に基づき、避難行動要支援者名簿に記載、記録された情報及び個別避難計画情報等の個人情報提供に関し、本人または避難行動要支援者等の同意に関する特例及び各情報の提供を受けた者の義務等を定め、災害における緊急時の迅速な災害に資するべく、本人等の同意を得ることなく、避難支援等関係者への情報提供を可能とするため、条例を制定するものでございます。

各条文の朗読は省略をさせていただきまして、以下、条ごとに御説明を申し上げます。

第1条につきましては、条例制定の趣旨について、第2条は、避難支援等関係者の範囲について、第3条は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等の実施に携わる関係者に対し、本人の同意を得ずとも、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を可能とするための名簿情報及び個別避難計画情報の提供における同意に関する特例について規定しております。

続いて17ページをお願いいたします。

第4条は、名簿情報の提供を受けた者の漏えい防止措置等について、第5条は、名簿情報提供を受けた者に対する利用及び提供の制限について、第6条は、名簿情報の提供を受けた者等の秘密保持義務について、第7条は、個別避難計画情報の提供を受けた者等の義務について、第8条は委任について規定したものでございます。

続いて18ページをお願いいたします。

附則におきまして、この条例の施行期日を令和6年10月1日からとしております。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第57号足寄町避難行動要支援者に係る名簿情報及び個別避難計画情報の提供等に関する条例の制定についての件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号足寄町避難行動要支援者に係る名簿情報及び個別避難計画情報の提供等に関する条例の制定についての件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告を願います。

◎ 議案第58号

○議長(高橋秀樹君) 日程第11 議案第58号足寄町農業後継者就農育成資金貸付条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 佐々木康仁君。

○経済課長(佐々木康仁君) 議案書20ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第58号足寄町農業後継者就農育成資金貸付条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、農業後継者就農育成資金の貸付けに関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容について申し上げます。

足寄町農業後継者就農育成資金貸付条例第3条中の「就農開始後3年以内」を「就農開始後8年以内」に改めるものでございます。

これは、認定農業者の認定基準を就農開始後3年以内と定めておりましたが、認定基準を緩和し、8年以内とすることで、地域農業を支える、意欲と能力を兼ね備えたすぐれた担い手の安定的確保を推進するものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は令和6年4月1日から適用することとしております。

21ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋秀樹君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第58号足寄町農業後継者就農育成資金貸付条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋秀樹君) 全員の起立です。

したがって、議案第58号足寄町農業後

継者就農育成資金貸付条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願第3号

○議長（高橋秀樹君） 日程第12 請願第3号改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する請願書の件を議題とします。

ただいま議題となっております、請願第3号改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告願います。

◎ 散会宣告

○議長（高橋秀樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

次回の会議は、9月11日、午前10時より開会いたします。

大変御苦勞さまでございます。

午前10時36分 散会